（別表１）
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1　現状

(1) 地域の災害等リスク

ア）洪水

八幡市（以下、当市という。）の災害記録をみると、当市の歴史は洪水との闘いの歴史と言われているように、古くから水害に悩まされてきた。

地形は西部に古生層からなる男山丘陵と、東部に広がる沖積層からなる平野部に分けられ、特に、淀川（桂川、宇治川）と木津川の三川の合流する地点は風光明媚な景観ではあるが、幾たびかの灌漑・浚渫工事が繰り返されるなど、水害を少しでも軽減しようと懸命の努力が行われてきた。

ハザードマップによれば三川合流部の木津川沿い 5.8 ㎞で決壊すると、平野部で約 5.0 メートル以上の浸水に見舞われると想定されている。直近の平成 25 年 9 月に襲来した台風 18 号による水害では、最高水位 11.25m（内水）、16.36m（外水）、浸水面積 205ha、床下浸水戸数 856 戸と、甚大な被害が発生した。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。市内の主要産業である製造業においては、原材料の加工業者が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

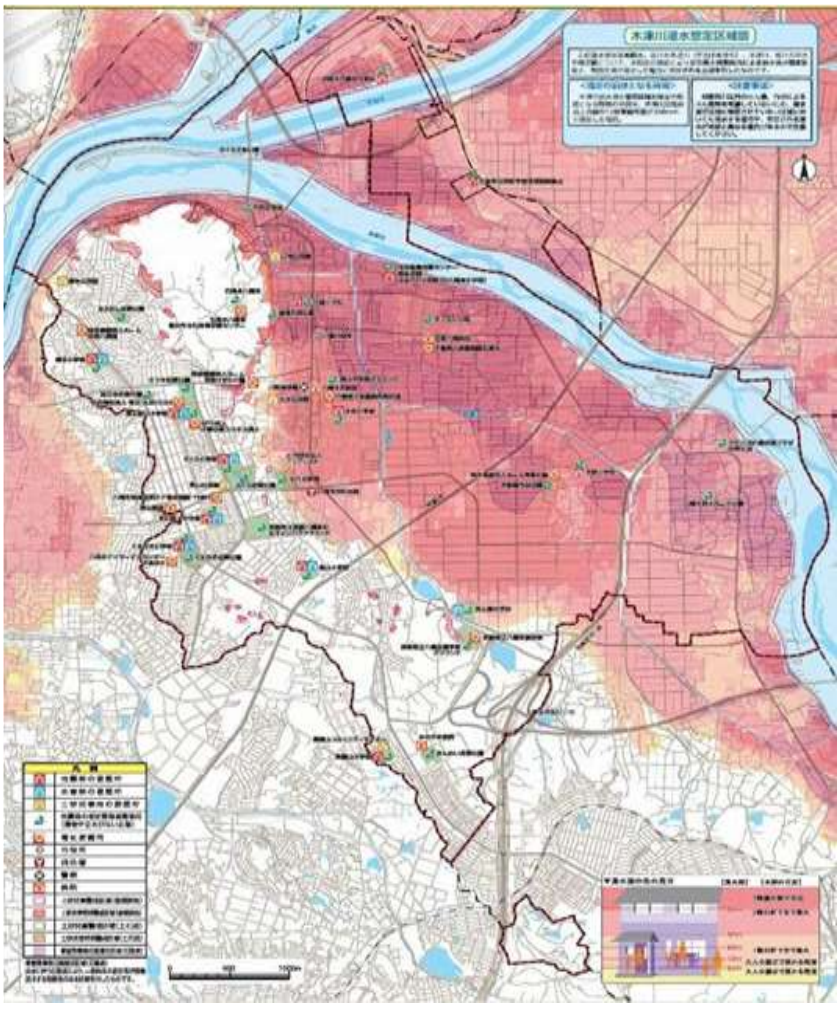

【資料出所：防災ハザードマップ（令和 4 年改訂　八幡市役所)】

イ）土砂災害

当市北西部に位置する男山丘陵は、標高 140m の山頂がある丘陵地と、その稜線続きとなる平坦山地から形成されている。

丘陵東端の急崖は直線状、傾斜角 40 度前後の断層崖と推定されている。これらの崖下には民家が集中し、急傾斜地崩壊危険個所に指定されるなど土砂災害による被害の恐れが想定されている。

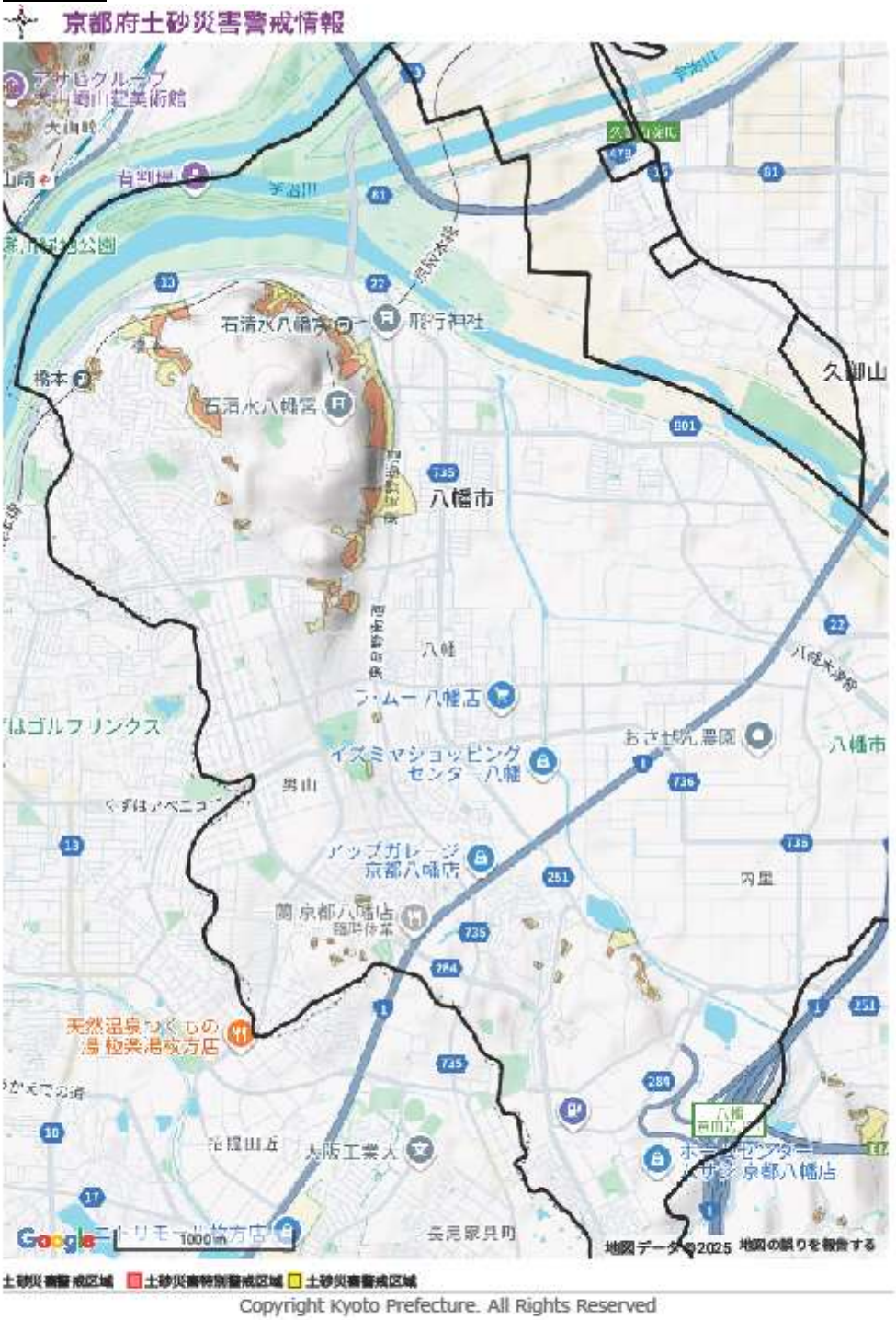

【資料出所：京都府マルチハザード情報提供システム】

ウ）地震

東海沖から四国沖にかけての領域を震源とする南海トラフ巨大地震は、今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラス規模の発生確率が 60～90%程度以上とされ、国民に呼びかけられている。

京都府において国が用いた南海トラフ巨大地震のデータをもとに府独自に収集した地質データ等を追加し推計したところ、当市の最大震度は 6 強と想定されている。

また、当市周辺において影響のある断層である有馬・高槻断層が震源地となった場合は、最大で震度 7 の揺れに襲われると想定され、さらには上記二つの地震に伴い、当市の大部分で地面の液状化現象の危険度が高いと想定されている。

＜被害状況の想定結果＞

地震・断層名		南海トラフ巨大地震	有馬・高槻断層による地震
最大予想震度		6 強	7
マグニチュード		8～9	7.2
人的被害	死者数（人）	20	134
	負傷者数（人）	340	1,042
	重傷者数（人）	40	241
	要救出者数（人）	110	697
	短期避難者数（人）	―	7,476
建物被害	全壊（戸）	480	4,019
	半壊・一部損壊（戸）	―	4,872
	焼失建物（戸）	450	508

資料出所：防災ハザードマップ（令和 4 年改訂　八幡市役所）を京都府地震被害想定調査結果（2024 及び 2025）に基づき修正

エ）感染症、サイバー攻撃等

新型インフルエンザ等（感染症）は、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

当市の主要産業である製造業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 域内の商工業者の状況（令和 3 年経済センサス-活動調査　事業所に関する集計―産業横断的集計-事業所数、従業者数より）

業　　種	商工業者数	小規模事業者	備　　考
卸売業	148	83	市内に広く分散している
小売業	487	280	市街地に多い
サービス業	682	519	市内に広く分散している
製造業その他	662	360	上津屋、上奈良各地区、木津川沿いに多い

※小規模事業者数は「卸売業」「小売業」「サービス業」は従業員 5 人以下
「製造業その他」は従業員 20 人以下

(3) これまでの取組

①当市の取組

ア）各種計画の整備

八幡市地域防災計画、八幡市国土強靭化地域計画及び八幡市国民保護計画等の策定及び修正

イ）防災訓練への参加及び支援等
京都府総合防災訓練に参加するとともに、シェイクアウト訓練の実施や自治会等が計画する消防・防災訓練への支援などの実施

ウ）出前講座
当市の防災上の特性、ハザードマップの活用法、自治会タイムライン・マイタイムライン策定及び避難所運営等に係る出前講座を行い、防災意識の高揚及び防災知識の向上を図る。

エ）防災のための備蓄等
○当市としての備蓄等
・避難所となる各学校等に防災倉庫を準備するとともに、災害時の初動に必要な物品を備蓄
・新型コロナウイルス感染症対策として、段ボール間仕切り、段ボールベッド、プライベートテント、体温計、マスク、空気清浄機などを準備
・避難所となる各学校には、従来から災害時にも使用可能なガス式空調システムを整備するとともに、マンホールトイレを整備している。また、令和６年度には自走式のトイレカーを購入し、避難所におけるトイレの環境を整備している。

○小規模事業者及び家庭等での備蓄
・広報誌、出前講座、防災情報発信アプリケーションなどを使用して情報を発信し、小規模事業者及び家庭等における発災当初に命を守るために必要な備蓄を啓発

オ）防災協定
医療救護、広域連携、災害復旧、水道、物資供給、輸送協力、避難所環境の快適化及び福祉避難所開設等の業務を円滑に実施するための防災協定を締結するとともに、それらの更なる拡充を図る。

カ）感染症対策
当市感染者情報の収集・把握。ホームページ等により周知

②八幡市商工会（以下「当会」という。）の取組

ア）地域防災情報等に関する情報の周知
国、京都府、当市からの防災情報や中小企業基盤整備機構の事業者 BCP 情報等を、適宜、会員事業者に情報提供（チラシ同封サービス事業を活用）

イ）京都共済協同組合等と連携した共済・損害保険の加入促進
京都共済協同組合の代理店として勧誘・手続き等の代行を行うとともに、損害保険金等の収納事務等を代行。会員に対する退職・貯蓄共済等手続き代行、サービス提供　等

ウ）八幡市シェイクアウト訓練への参加
当市が実施するシェイクアウト訓練に参加し、商工会職員の防災意識の向上を図る。

エ）感染症による経営対策
相談窓口の開設、コロナ禍影響調査の実施（八幡市と共同事業）、会費の徴収猶予　等

オ）八幡市商工会自身の事業継続計画の作成
八幡市商工会は令和５年３月に事業継続計画策定を行い、令和８年１月に更新を行った。（別添）

③事業継続力強化支援計画の実施状況
・八幡市のハザードマップについて商工会で説明会の開催　年１回
・事業継続力強化に関するセミナー　　年１回
・損害保険、共済等の商工会で説明会の開催　年１回
・防災訓練の実施 年１回

２　本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

①市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。

②地域の自然災害等リスクについて当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。

③本計画を推進するために必要な支援体制が十分ではなく、保険・共済や資金繰りに関する助言を行うことができる経営指導員等の人材や、防災・減災に関する専門的知識が不足している。

【対策】

①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省ＨＰに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。

②当市危機管理課、商工観光課、当会で年１回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。

③保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

３　目標

・地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
・市内の主要産業である製造業が多く集積する上津屋地区、地域経済圏の中心となる男山商店街のある男山地区に所在する小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
・支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が 0.8%程度と低いことから、事業者ＢＣＰの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

① 年 20 者に対して事業者ＢＣＰの策定・見直しに資する支援を行う。
② 市内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を 1%
③ 主要産業である製造業の小規模事業者においては策定率を 2.5%
④ 地域経済の中心である男山地区の小規模事業者においては策定率を 3%
⑤ 損害保険加入の取組を 20 者に対して行う。
⑥ 上記目標達成のため、年 1 回セミナー、説明会を開催する。

商工業者数	小規模事業者数	策定目標	
		BCP	事業継続力強化計画
1,979	1,242	6	19

・その他

上記内容に変更が生じた場合には、当市と当会は速やかに京都府に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1　事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日

2　事業継続力強化支援事業の内容

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

（3）フォローアップ

・当市のシェイクアウト訓練の参加を促す。

・当市の防災訓練への参加を促す。

・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP：https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/）

・事業者 BCP の策定後 5 年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。

・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

（5）関係団体等との連携

・損保会社と連携して専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

・損保会社と連携して専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。

・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営支援員の関与体制　等）

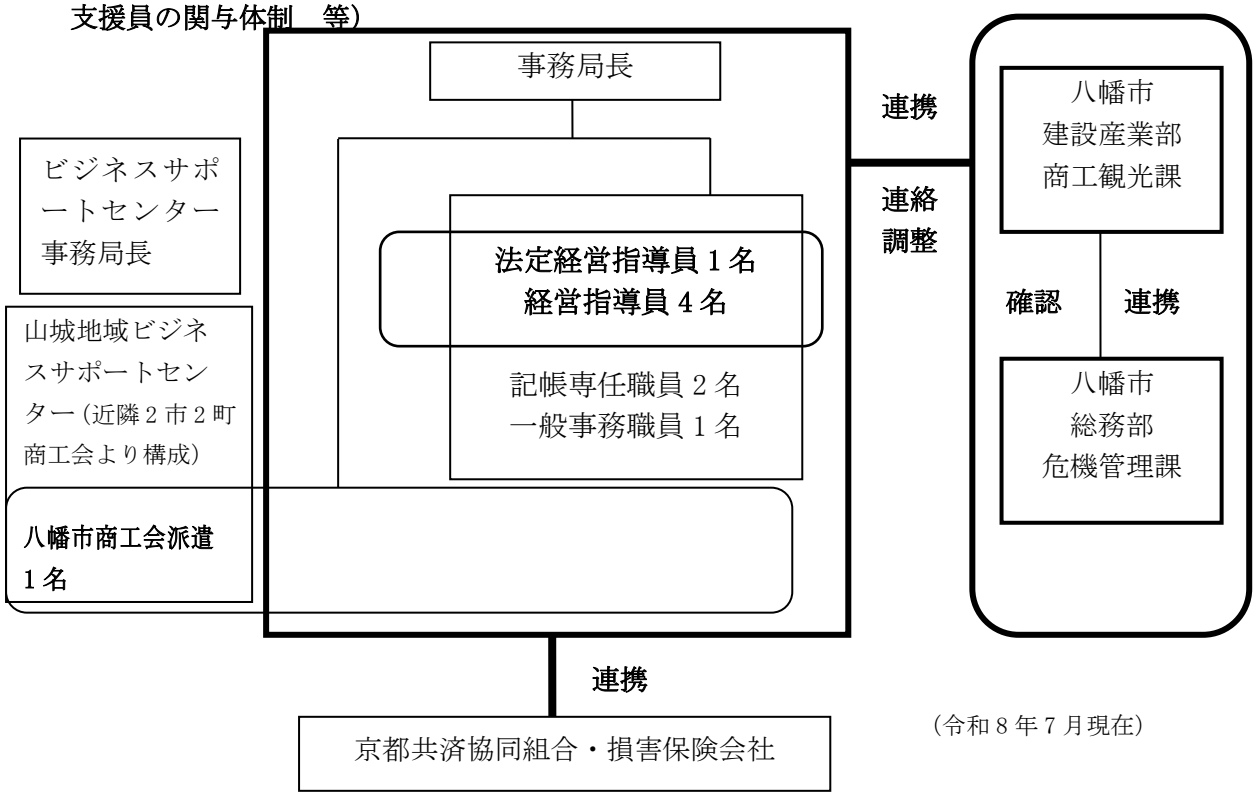

（令和８年７月現在）

①都道府県及び関係市町村との連携体制

・当会、本市商工課・防災課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年１回、連絡協議会を開催する。

・また、認定主体である府と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

・市内を四地区に分け、法定経営指導員１名と経営指導員４名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。

・また、保険加入促進については、連携協定を結んでいる損保会社の専門家１名による、セミナー個別相談の体制とする。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

・法定経営指導員１名、経営指導員４名、事務員３名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。

・上記で把握・検証した実施状況を当会と当市の連絡協議会（年１回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名・連絡先

氏　名　　宮　原　全　寛

連絡先　　八幡市商工会　　TEL：075-981-0234

②当該経営指導員による情報の提供及び助言

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う
・本計画の具体的な取組の企画や実行
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）

③広域経営指導員の当否
経営指導員　宮原　全寛　は、施行規則第２条第２項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会
・八幡市商工会
〒614-8093　京都府八幡市八幡三本橋 59 番地の 9
電話：075-981-0234　FAX：075-981-8556
E-mail：yawata-sci@kyoto-fsci.or.jp

② 関係市町村
・八幡市役所　建設産業部商工観光課
〒614-8501　京都府八幡市八幡園内 75
電話 075-983-2853
E-mail:syokan@mb.city.yawata.kyoto.jp

※その他
・上記内容に変更が生じた場合は、当市と当会は速やかに京都府に報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

区　　分	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
必要な資金の額（※）	200	300	300	300	300
専門家派遣費	50	100	100	100	100
講習会・セミナー開催費	50	100	100	100	100
パンフ・チラシ等作成費	50	50	50	50	50
防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
京都府補助金、八幡市補助金、商工会会費、その他（手数料、特別会計収入等）

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・該当なし
連携して実施する事業の内容
・該当なし
連携して事業を実施する者の役割
・該当なし
連携体制図等
・該当なし